

1 平和について

(1) 広島平和記念都市建設法は、国において廃止の議論が現在もあるのか。

広島平和記念都市建設法により、本市を世界平和の象徴として建設することが国家的事業として確立され、国直轄による平和大橋等の整備、街路、公園、上下水道等の復興事業への国庫補助金の特別な財政支援、教育施設、水道施設、病院などの用地として国有地の無償提供、などを受けることができ、廃墟と化した広島の復興の大きな力になりました。

この広島平和記念都市建設法の理念は、現在も広島市において深く根ざしており、国においても、廃止するという議論があるという話は聞いておりません。

(2) 広島市において、広島平和記念都市建設法の位置づけはどのようにになっているのか。

広島平和記念都市建設法は、本市が「平和の象徴」、「希望の象徴」として発展し、未来を見据えた都市づくりを計画的に進めるために策定した「広島市基本構想」の拠り所ともなっています。

このように、この法律は、戦後一貫して平和都市の建設に取り組み、今日、国内外に向けて「平和」を発信する広島を築きあげる上で不可欠のものであったと考えています。

また、これから進めるまちづくり、すなわち、「平和」と「希望」の象徴としてのまちづくりにおいても、大きな力を発揮するものであると考えます。

(3) 事業に対し住民の協力を得るには、対話や理解が必要であるが、アストラムラインの延伸等については住民の協力をどのように取っているのか。

アストラムラインの延伸については、検討段階において、市議会の特別委員会での調査研究を経るとともに、市ホームページに寄せられた市民意見等を踏まえ、延伸事業の基本方針や整備プログラム案を取りまとめ、その後、事業化の判断を行いました。

また、その後においても、令和元年7月に環境影響評価実施計画書に関する説明会、令和6年3月からの事業に関する説明会、同年10月からの都市計画原案に関する説明会、同年12月には都市計画法に基づく公聴会を開催しています。

加えて、これらとは別に地域の会合に出向いて、事業内容等の説明を行っています。

今後も、事業の進捗に応じて、地域の意見を聴き、理解を得るために住民説明会を行うとともに、市民の方々からの個別のご意見についても隨時、丁寧に対応していくこととしています。こうした対応は、先ほども市民局長が申し上げたとおり、住民自治の理念に沿っているものと考えています。

(4) 広島平和記念都市建設法には、市長は住民の協力により平和記念都市を完成することに不断の活動をしなければならないとあり、住民の協力を得るには対話や理解が必要であるが、中央図書館等の移転整備については、住民の協力をどのように取っているのか。

中央図書館等の移転整備については、令和4年3月に議会においてこれに係る予算の執行に当たり付帯決議がなされたことを受けて、住民の協力を得るべく、まず、図書館に求められる機能等を盛り込んだ「広島市立図書館再整備方針」を令和4年12月に策定しました。その策定に当たっては、素案の段階で、議会への報告、広島市図書館協議会及び広島市社会教育委員への説明を行って意見を聴取するとともに、市民意見募集を実施しました。

さらに、整備候補地を比較検討する資料を作成し、議会への報告や図書館協議会等への説明を行って意見を聴取した上で、令和5年1月に「広島市立中央図書館等再整備基本計画」を策定しました。

その後、基本設計等を進めるに当たっても、議会への報告や図書館協議会等への説明を行って意見を聴取するとともに、令和5年3月にはオープンハウス型説明会を開催し、聴取したレイアウトに関する意見を取り入れるなどの手続を行っています。

このように、付帯決議に沿った所要の手続を経ることに加え、市民団体からの要望等についても、その都度、丁寧に対応するなど、住民の意見を踏まえた行政事務として実施しているものであり、こうした対応は、広島平和記念都市建設法の規定を踏まえるまでもなく、住民自治の理念に沿って進めてきているものと考えています。

なお、移転に当たり書籍を寄贈したいとの申出が地元企業からあるなど、移転後の機能充実へ民間からの協力もいただいている。

(5) 基町住宅の移転建替えについて、国の支援はどのようにあったのか。

国有地にある市有施設群の処理については、国の一連の支援がなければ解決しえない課題であることから、法が提示する理念を生かし、国との協議を進めています。

基町第17アパートの建替えについては、国有地である県営基町住宅跡地の一部を移転建替え用地として利用する計画が承認されるよう、また、その借地料の低廉化が図られるよう、協議・調整してまいりました。

この度は、法に基づく特別の援助や助成を受けることはしていませんが、国有地を移転建替え用地として利用することが認められるとともに、市営住宅用途としての相当額となる適価での借地料設定がなされています。

(6) 放射線影響研究所の移転について、国の支援はどのようにあったのか。

広島大学霞キャンパスへの移転に当たっては、建設費用を国が負担しています。

本市としては、国に対して、主要事業に関する要望や、広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会要望などの機会を捉えて、移転を着実に進められるよう、放影研に対する十分な財政措置を講じるよう要望しています。

(7) 放影研移転後の活用について、どのように取り組もうとしているのか。

放影研移転後の敷地を活用した第Ⅲ期の整備は、比治山公園「平和の丘」基本計画の総仕上げと位置付けているもので、平和であることを実感しつつ芸術文化に親しむことができる「平和・芸術文化ゾーン」として、多目的エリアや、議員御紹介のように、比治山ホールを活用したレストランなどを整備する計画としており、放影研の移転後に同敷地を本市が公園として使用できるよう、現在、国と協議を行っているところです。

一方、当該敷地については、昭和 58 年に策定した「広島市博物館基本構想」等に基づき、博物館施設を整備するという位置付けも残っています。そのため、基本計画では、放影研の移転の段階で、この構想等における位置付けとの整理を行うことにしており、今後、その整理結果を踏まえ、第Ⅲ期の整備方針を取りまとめることにしています。

この整備方針の取りまとめ後、改めて、市民や民間事業者等の意見を聴きながら、建物の活用の可能性も含めて、具体的な整備内容を検討することにしており、放影研の移転完了後、令和 10 年代初頭に整備に着手できるよう、着実に準備を進めていきたいと考えています。

(8) 懇談会を非公開のまま行うにしても、幅広く意見を聞くとしながら、構成員が 7 人では少ないと思う。人数やどういった分野の方を入れるのかの選定基準や、委員が固定化しないように任期の基準も必要ではないかと思うがどうか。

平和宣言に関する懇談会は、同懇談会の開催要綱において、被爆者の体験や平和への思い、核兵器廃絶及び世界恒久平和の実現を訴えることに関して識見が高い者の出席をもって開催すると定めていることを踏まえ、今年度は、被爆者や学識経験者、文筆家など様々な分野の中から選定した 7 名の出席を得て開催しています。

要綱上、出席者の人数の上限や任期は定めていませんが、その選定に当たっては、毎年、当該年度の出席者の構成について検討を行い、市長の任期 4 年間の宣言文の内容の継続性や、核兵器や本市を取り巻く状況などを総合的に勘案しながら、本人の意向を踏まえつつ、出席者を選定しているところであります、現行の要綱に基づく運用で適切に対応できているものと考えています。

(9) 今後は、発信していく力を養うことも重要だと思うが、平和学習についてどのように考えているのか。

本市の平和学習では、こどもたちが被爆の実相と復興の歩みを確実に理解し、平和に関して自分の考えを持ち、それを基に行動できる力を身に付けることをねらいとしており、発達段階に即した目標や内容を体系化した平和教育プログラムに基づき、継承と発信を主軸に取り組んでいます。

被爆者の高齢化が進む中、次代を担うこどもたちに、被爆体験の確かな継承を図ることが重要であることはもちろんですが、現在も各地で戦争や紛争が起こり、世界情勢が刻々と変化する中、核兵器をめぐる世界の現状から自分にできることを考え平和への思いを表現する等、発信する力を育成することの重要性も増していると考えています。

こうしたことから、発信の取組の強化として、令和 7 年度から新たに、「こどもピースサミット」の参加児童が、これまで学んだことをもとに、広島を訪れた観光客や修学旅行生に被爆の実相や本市の平和教育の取組について説明したり、「中学生による『伝える HIROSHIMA プロジェクト』」に参加した生徒の代表が、長崎市を訪問し、他都市のこどもたちと平和について意見を交流したりする等、こどもたちが学んだことや自分の考えをより広く発信する様々な機会の創出に努めているところです。

今後も引き続き、広島のこどもたちが学んだことや自分の考えを発信する機会の拡充も含め、平和教育の一層の充実に努めてまいります。

2 基町相生通地区市街地再開発事業について

(1) 市街地再開発を鑑定評価に反映するには施行認可が必要との鑑定士の認識があったと広島市は述べているが、不動産鑑定士は、市街地再開発事業の何を知りえなかつたので、現状のまま鑑定評価したのか。

市街地再開発事業の内容を正確に鑑定評価に見込もうとする場合、建築物の設計や事業費などの市街地再開発事業の計画全体を示す事業計画が確定される必要があります。

そのため、令和 3 年 8 月の財産交換後、新たな地権者である広島商工会議所が、他の地権者や保留床を取得する参加事業者も含めた調整を進め、資金計画などの事業計画が確定したのは、再開発事業の施行認可を受けた令和 4 年 10 月となります。

こうした背景から、財産交換に先立って行われた鑑定評価の価格時点である令和 3 年 1 月 1 日では、確定した事業計画を知りえなかつたことから、「客観的に予測できる状況ではなかつた」として鑑定評価に織り込まなかつたものです。

(2) 広島商工会議所が広島市に払う賃料は 1 か月いくらか。

令和 3 年 8 月の財産交換直後の月額賃付料は、約 671 万円でしたが、その後、テナント退去が生じており、有償賃付面積が減少したことから、令和 6 年度末時点での月額賃付料は、約 598 万円となっております。

(3) 広島市に入る賃料よりも、広島商工会議所ビルにかかる経費の方が高額となっている状態が現在も継続しているのではないかと思うが、広島商工会議所ビルにかかる経費と収益の決算状況はどのようにになっているか。

令和 6 年度の旧広島商工会議所ビル全体にかかる経費の歳出決算見込額は、約 1 億 3,408 万円です。

一方、令和 6 年度の旧広島商工会議所ビル全体の歳入決算見込額は、約 1 億 1,634 万円であり、比較すると歳出の方が約 1,774 万円多くなる見込みです。

(4) 広島商工会議所との契約は、令和9年3月31日まで続くが、累計での収支はどのようになるのか。

令和3年度から令和6年度までの旧広島商工会議所ビル全体の歳出累計見込額は、約4億9,120万円です。一方で、同期間の歳入累計見込額は、約4億5,080万円であり、比較すると歳出の方が約4,040万円多くなる見込みです。

令和7年度以降の収支については、有償貸付面積や委託料が変動する可能性があり、現時点での具体的な収支は予想できませんが、令和8年度末の契約期間満了に向けて、テナントの退去が進み、有償貸付収入が徐々に減少することが見込まれます。

本市としては、現在、教育委員会に全国高等学校総合体育大会開催事業の執務室として無償で使用承認を行っているような行政目的に沿った空室の有効活用を行うなど、適正な管理運営に努めて参ります。

(5) 監査の意見を受け、どのような対応をされたのかお答えください。

議員御指摘の監査委員の御意見は、本市における不動産評価に係る制度全体に対するものと受け止め、これまでに次のような見直しを行っています。

まず、本市の不動産の買入れ、売払いに係る予定価格を審議するために設置している「広島市財産評価委員会」の委員について、財産審議の内容をより充実させるとともに、財産評価に対する信頼性をより高めるため、外部の専門家である不動産鑑定士の委員を1名増員しています。

また、本来は評価委員会の審議の対象外である不動産の貸付けについても、担当課が必要に応じ、より専門的な見地から貸付料の検討が行えるよう、不動産鑑定士の委員に対して個別に相談ができるようにしています。

3 子どもをSNSからどう守るかについて

(1) SNSでのいじめの件数と、その内容についてはどうか。

市立小・中・高等学校における令和6年度のいじめの認知件数は、速報値ではありますが4,564件となっており、その内、SNSによるいじめの件数は178件となっております。

内容といたしましては、SNSのグループ内で特定の生徒の悪口を投稿し合ったものや、同級生の画像に落書きなどの加工をして、無断でインスタグラムやグループラインに投稿したものなどが、学校から報告されています。

(2) 本市の情報教育に係る研究指定校では、どのような取組を行っているのか。

本市の研究指定校では、情報技術を積極的に活用できる力を養うとともに、その上で必要な情報を自らの判断で選択できる力や、事実に基づかない情報や誤った内容を見極める力の育成にも努めているところです。

例えば、一部の授業の中では、生成AIの基本的な仕組みや注意点を学ぶために、生成AIと対話し、自身の考えを整理したり、生成AIによる誤情報の例を扱ったりするなど、生成AIの特性について理解を深める学習を行っています。また、生徒が主催する生徒総会などにおいて、一人一人の意見を集約する際にタブレット端末を活用するなどの取組が生徒の発案で実施されるなど、生徒が主体的に情報技術を活用する取組も始まっていると聞いています。

このほか、保護者の協力を得るために、授業参観に企業や大学から講師を招き、デジタル端末を活用したこれからの学びや情報技術の適切な使い方について、児童と保護者が共に学び、考える取組などを行っているところです。

教育委員会では、こうした指定校の取組を公開研究会や校長会等を通じて紹介するなど、引き続き、子どもたちがこれからの時代に求められる情報活用能力を身に付けていくよう努めてまいります。

(3) 2022年1月に教育委員会が懲戒処分の基準を変更し、「児童生徒等に対してわいせつな行為をした教育職員等は、免職とする」とされた後のわいせつ行為による懲戒処分の件数は何件か。

令和4年1月に本市教育委員会の「懲戒処分の標準例」を改正した後の児童生徒に対するわいせつ行為による懲戒処分件数は、令和4年度は2件、令和5年度は1件、令和6年度は3件となっています。

(4) こどもたちを教員等による性被害から守るための教職員への対策はどのようにになっているか。

まず、議員御指摘のデータベースの活用につきましては、本市では、教員の採用にあたって、文部科学省が整備した「特定免許状失効者管理システム」や「官報情報検索ツール」を活用して、過去に児童生徒性暴力等を行い教員免許状を失効した経歴が無いかを確認しています。その上で、採用後はわいせつ事案を含む不祥事の防止に向けて、各園・学校において、毎月服務に関する研修を行うとともに、令和6年度からは、人事評価の面談時に校長が教職員一人一人に対して服務規律確保のための指導を行っています。

また、教育センターにおいては、初任者研修や臨時の任用教諭研修、教職経験6年次教員研修、管理職研修など、経験年次や職位に応じて実施する教員研修の機会ごとに、服務研修を実施しています。

しかしながら、こうした取組に努めていたにもかかわらず、今年度に入り、一部の教員によるわいせつ事案が相次いで発生し、これを受け先日、臨時の園長・校長会を開き、こども達の人格形成に直接携わる者として、常に高い倫理観と使命感を持って行動することを私の方から直接呼びかけるとともに、教職員によるわいせつ行為の早期発見のための措置として、定期的に児童生徒にアンケート調査を実施することや、改めて教職員への面談を徹底することなどについて伝えたところです。

今後も、教職員への面談や定期的な研修を着実に実施するとともに、特に、SNS 等を用いた児童生徒等との私的なやり取りの禁止、密室状態での児童生徒との 1 対 1 での指導の回避など、教職員によるわいせつ行為の防止に向けた取組を徹底し、教育現場でわいせつ事案を含めた不祥事が起こることがないよう努めてまいります。

(5) 性被害への対策には、子ども自身が身を守る知識を身に付けることも重要である。子どもたちへの教育は、どのように行っているのか。

本市では児童生徒が自ら被害に気付き訴えることができるよう、児童生徒の発達段階に応じて、保健の教材や国が作成した性犯罪・性暴力に関する教材を活用して、保健の学習指導や特別活動等の中で、自分や相手の身体を大切すること、嫌なことをされたときに取るべき行動や相談方法、また、SNS を使うときに気を付けることなどについて指導を行うとともに、校内外の相談窓口を、児童生徒や保護者に周知しています。

引き続き、児童生徒への啓発に係る実践事例や指導計画例等を全市立学校に周知するなど、子どもたちを性被害から守るための対策の更なる充実を図ってまいります。

4 長寿期の高齢者支援について

(1) 今後 80 歳を超える長寿期の高齢者数が増加することを踏まえ、本市においてはどのような取組を行っているのか。

＜市長＞ 桑田議員からの御質問にお答えします。「長寿期の高齢者支援について」のうち、「更なる高齢化の進展を見据えた本市の取組」についての質問がございました。

我が国の高齢者人口比率は、医療技術の進歩や生活水準の向上による平均寿命の延伸、出生率の低下による人口構造の変化等により、主要先進国の中で最も高く、80 歳以上の人口割合でも他国を大きく上回っています。こうした高齢化の進展により、社会保障制度の安定的な運用に支障を及ぼす懸念や、地域社会を支える担い手の不足といった課題が生じています。

そうした中、本市では、高齢化による社会課題に対応し、社会保障制度の健全な運営を支えるためにも、「広島市高齢者施策推進プラン」において、高齢者の誰もが、住み慣れた地域でそれぞれの役割を果たしながら、互いに支えあい、いきいきと安心して暮らすことのできる地域づくりを推進することを基本理念に掲げ、様々な施策に取り組んでいるところです。

具体的には、健康づくりと介護予防を促進し、見守り支え合うことのできる地域づくりや、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりなどの重点施策を着実に進める中で、地域の高齢者の総合相談の役割を担う地域包括支援センターの専門職の配置を地域の高齢者人口に応じて増やすとともに、研修の支援を通じて質の高い人材を育成する取組を進めているところです。

また、各区厚生部や社会福祉協議会が中心となり、保健・医療・福祉・司法が制度や分野の枠を超えて連携し、訪問等を通じた継続的支援や権利擁護の支援につながるネットワークを構築し、

支援を必要とする方の早期発見や本人の意思を尊重した適切な支援につなげることで、高齢者が安心して生活できる地域づくりに取り組んでいます。

そのほかにも、在宅療養が必要になった際、市民が医療・介護サービスを適切に選択し、在宅療養を継続することができるよう、在宅医療や介護、終末期ケアの在り方等について講演会や教室の開催、パンフレットの配布など、様々な機会を捉えて積極的に広報活動に取り組むことで、本市における在宅医療・介護に係る様々な施策についての理解促進を図っています。

今後も、自助・共助・公助の適切な組合せにより地域福祉を再構築するという基本的な考え方の下、第9期プランに掲げた様々な施策を着実に進進していくことで、地域共生社会の実現を図っていきたいと考えています。

(2) 広島市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業「かけはし」について、国が対象者の拡大やサービスの拡充を検討する中、実施体制はどのようにするのか。

広島市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業「かけはし」は、認知症や知的障害・精神障害により判断能力が不十分な方が、地域で安心して日常生活を送れるよう支援する制度で、福祉サービス利用の手続や日常的な金銭管理、また、これらに附属して通帳や権利証等の預かりなどを行っています。

この事業の実施に当たっては、相談者の状況やニーズを把握し、支援の方向性を整理した上で支援計画の作成等を行う専門員を広島市社会福祉協議会に11人配置するとともに、専門員の指示に基づき地域で具体的な援助を行う生活支援員を約130人登録しているところです。

そうした中、国においては、身寄りのない高齢者等が抱える入院・入所の手続や死後事務など、生活上の課題に対し、日常生活自立支援事業の拡充も含めた支援の在り方について議論が進められており、本市としては、今後、国から示される方針に応じて、広島市社会福祉協議会とともに具体的な実施体制等を検討してまいります。

(3) 市民後見人の養成状況及び選任実績はどうか。

本市では、認知症や知的障害などにより判断能力が不十分な高齢者の権利を守り、生活を支えるため、弁護士や司法書士などの専門資格を持たない、親族以外の一般市民が、家庭裁判所から選任されて後見人として活動する「市民後見人」の養成に取り組んでいます。

具体的には、市民後見人として必要な知識や技術の習得を目的とした養成研修を平成29年度から実施しており、その受講完了者を、市民後見人の候補者として登録しています。令和7年8月末現在の登録者数は43名で、その内6名が実際に市民後見人として活動した実績があります。

また、市民後見人としての活動に必要な知識の維持・向上を図っていくため、登録者に対して年に4回、フォローアップ研修を実施しているほか、実務経験を積む目的で広島市社会福祉協議会が行う後見事務事業等に支援員として従事いただいているいます。

今後、成年後見制度に対するニーズが高まることが予想されており、法律・福祉の専門職団体や関係機関と連携を図りながら、引き続き市民後見人の養成に着実に取り組んでまいります。

〈再質問〉

まず SNS を子供たちからどう守るかということなんですかけれども、AI ですとか SNS がやはり子供たちが日常に使うようになってきて、なかなかいろいろお答えを頂きましたけれども、これといった対策が実はないのではないかというふうに思っています。

ただですね、AI が相談相手になってそれで自殺をするというケースも海外では報告されているようですし、やはりいかに使うかということを、依存にならないように使うかということが重要ですし、対策とか子供たちへの学びというのは非常に緊急性が問われているのかなというふうに思いますので、ぜひその辺を協力的にやっていただきたいなと思います。

それから、平和宣言についてですけれども、懇談会の要綱、これは非公開をするための要綱になっていますよね。ですが、委員の方々が非公開でないと意見が言えないというようなことは多分ないと思いますし、開かれたところできちっと議論されるほうが、やはりよりよいものができるんじゃないかなと思います。御答弁は内向きでしたけれども、ぜひ公開をしていただきますよう重ねてお願いをいたします。

少し再質問をさせていただきます。

平和都市建設法の中での住民の協力というところに関して、まずアストラムラインについてなんですけれども、これにつきましては、市ホームページに寄せられた市民意見などを踏まえてというふうな御答弁を今回は頂きました。今までではそういう答弁ではなかったんですね。一般質問させていただいた中で、アストラムラインの延伸は構造であるとか、ルートであるとか採算性であるとか、それから延伸の効果であるとかそういったことを様々な観点から検討を行い、事業成立性を確認した上で事業化に踏み切ったと。誰が希望されたかということを判断基準にしたことではないというふうに答えられたんですね。

これは、今回はそうではなくて、検討段階において市民の意見を入れたというように聞こえたんですけども、今までの答弁とは少し変わってきたのか、お答えください。意見を聞いたホームページにどのようなたくさんの意見があったのかというのは、今まで聞いたことはなかったので、賛成の意見が多くて、どのようにそれが事業化への判断の影響になったのか教えてください。

それから同様に図書館についてなんですが、市民の協力という、始まりがですね、予算の執行、附帯決議を踏まえてからのことをお答えになっておられます。で、移転をするということは、中央図書館は別にあそこを立ち退かなければいけない理由はなかったんだけれど、移転が出されたのは令和 3 年 9 月の特別委員会だったんです。そのときに新聞報道は先に出てたんですけど、10 日後には南口から要望書が出て、11 月の特別委員会ではもう事業決定がされてたんですね。

ですからこの僅か 3 か月の間は、どういうふうだったのかなと。市民は多分、納得はしなかったんですね。ですから、たくさんの署名が集まったんだと思うんです。この予算提案からることをいろいろこう、協力を得てやってきて、様々お答えになったんですけれども、そこまでのところの市民の協力ということは必要ないということなのか教えてください。

それから基町の再開発についてなんですが、商工会議所ビルの管理については、私は令和8年度末までの金額が聞きたかったんですが、支出のほうが多くなっていて収入よりは管理費の方が多いというような状況になっていますよね。それが4000万ぐらいには今なってますということだったんですが、ここは数字ですのでまた今度聞かせていただきたいと思います。質問を考えていまして、やっぱり改めて、等価交換はやっぱりしてはいけなかつたんだろうなと思うんです。

お答えになったように、鑑定は開発を見込むことができない。不確定な要素が多いので見込めないというふうにお答えになっておられます。ですが、開発があることは分かっているんです。なので、そこをなぜ等価交換しなければいけなかつたのか改めて聞きたいと思います。現金のやりとりを最小限に抑えるというのが理由だったんです。ずっとそのことをお答えになってきたそれ以外の答えは多分なかつたと思うんですけども、理由にはなつてないように聞こえるんですよね。現金のやりとりを最小限に抑えるとはどういうことなのかなと思うんですね。不確定な要素が多い中を、それではないやり方も幾らでもあったはずです。再開発のところを駐車場は持っているわけですから、再開発の中でどんと広島市分をもらえばいいわけですし、それをその後から、ほかのところに売るなり何なり、そりゃいくらでもやり方があったのに、なぜあの段階で不確的な要素が多かったのに等価交換をされたのか。市民の財産ですよね。それをやっぱり、損をするという意識はなかつたのか、教えてください。

〈再質問 答弁〉

(1) 平和についての御質問の中で、中央図書館の移転に関して、今回、答弁したものが附帯決議以降の内容であり、それ以前の議論の中で、市民の協力、住民の協力をいかにして得てきたのかと、対話や理解が必要というふうに住民の協力を言われてらっしゃいましたけれども、それをどのようにとっているのかについて御質問を頂きました。

まず中央図書館の移転につきましては、令和2年3月に策定しました、中央図書館の今後の活用に係る基本方針におきまして、中長期的な取組として、耐用年数を迎える公共施設を必要に応じて集約しつつ、機能更新を図ることなどを検討し、その際、中央図書館については、映像文化ライブラリーや子ども図書館等と、中央公園内での集約多機能化を検討するというふうにお示ししたというのがございました。

その後、公共施設の配置について具体的な検討を進めていく中で、令和2年9月に、紙屋町八丁堀地区及び広島駅周辺地区が、特定都市再生緊急整備地域に指定され、橢円形の都心づくりの機運がより一層高まってきたことを踏まえて、都心のにぎわいづくりへの貢献も勘案して、施設の再配置検討を行うこととしたことや、また中央公園内に再整備先の適地がなかったことから、中央公園内の再整備ではなく、エールエールA館へ移転するという方向を打ち出したものであり、その間、その際、本市の都市活性化対策特別委員会、令和3年9月とか11月であるとかそういったところとか、総務委員会に報告をいたしまして御意見を頂くとともに、市民アンケートや有識者からの意見聴取も行いながら進めてきたところでございます。

令和4年当初予算後における附帯決議後の対応については先ほど答弁したとおりでございまして、いずれにしましても、まずは本市が方向性や計画を示し、市民などからの御意見をお聞きし、必要に応じて修正をした上で実行に移すという段取りでこれまで進めてきたものであり、市民の御意見、それから対話や理解というものを得るような努力をしながら進めてきたものというふうに考えております。

(2) アストラムラインの延伸につきまして二点の御質問にお答えをいたします。

まず以前、質問を頂いたときの答弁内容と今回は違うのか同じなのかというお尋ねがございましたけれども、以前の質問では、市民の誰が延伸を希望しているのかという御質問でございましたので、事業化の判断に当たってはどなたが希望されているかということを判断材料にしたわけではないということをお答えをしております。

今回は、この延伸事業を進めるに当たって市民の協力をどのように得たのかという御質問でございますので、市民に対して、様々な立場で意見募集を行って意見を踏まえて、事業化判断をしたということでお答えをしたものでございます。

それから、意見の内容として賛成反対、賛成の意見が多くそういうものを反映したのかという御質問がございましたけれども、市民の意見の中には、賛成の意見も反対の意見も様々ございました。そういう御意見を踏まえつつですね、先ほど議員からありましたけれども、様々な検討を行った結果、事業化の判断を行ったものでございます。

(3) 基町駐車場と商工会議所ビルの等価交換をなぜしなければならなかったのかという御質問であったかと思います。これにつきましては、現金のやりとりが少なかったからということでございまして、この方法をとることが、手続にかかる負担が少なく効率的であったと。今後の事務等も含めて効率的であったかなというふうに認識をしております。